

精神科のトピックス

e-らぼ〜るトピックス



e-らぼ〜るでは、精神科医療に携わる医療関係者の皆様に役立つ情報を田辺三菱製薬株式会社がお届けしています。
精神科のトピックス e-らぼ〜るトピックスでは、精神科に関するトピックスをお知らせしています。

2024.03.29

第1回 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会が開催 <<厚労省>>

事業場におけるメンタルヘルス対策については、平成27年12月にストレスチェック制度が導入され、当該制度の推進等を通じて、取組が進められてきました。一方で、精神障害の労災支給決定件数は、700件超（令和4年度）と過去最も多くなっており、「労働安全衛生調査（実態調査）」によれば、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場割合は、この3年間、約1割で推移しています。さらに、労働者数50人未満の小規模事業場においては、メンタルヘルス対策に取り組む割合が、30～49人の事業場で73.1%、10～29人で55.7%であり、未だ取組が低調です。こうしたなか、労働安全衛生法の一部を改正する法律の附則第7条において「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の労働安全衛生法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていることから、第134回労働政策審議会安全衛生分科会においても、今後、ストレスチェック制度について効果検証を行い検討していくべきであると指摘されています。また、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針 2023）」においても、「メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進め」ることとされてます。

これらのことを踏まえて、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策について、実施状況等を踏まえながら検証するとともに、検証の結果必要なものについて対応を検討することとなりました。

当検討会での主な検討内容としては、以下の3点を予定しています。

- （1）ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検証等について
- （2）事業場におけるメンタルヘルス対策について
- （3）その他関連する事項について



出典：「第1回 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」資料2-20頁（厚生労働省）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39276.html) を加工して作成



出典：「第1回 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」資料2-12頁（厚生労働省）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39276.html) を加工して作成

出典：「第1回 ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会」資料1（厚生労働省）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39276.html) を加工して作成

2024.04.01

自立支援医療の経過的特例について <<厚労省>>

自立支援医療の「重度かつ継続の一定所得以上」の区分については、令和6年3月31日までの経過的特例とされていましたが、令和9年3月31日まで延長いたしました。

◆重度かつ継続の一定所得以上◆

市町村民税23万5千円以上の方で重度かつ継続に該当する方について、自立支援医療制度の対象とした上で、自己負担上限額を2万円とする措置。

出典：「自立支援医療制度の概要」（厚生労働省）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/jiritsu/gaiyo.html) を加工して作成